

委 員 会 報 告 書

1 議会運営委員会

- ・ 本定例会の会期を6月19日の1日間とする。

2 社会文教常任委員会

- ・ 令和6年第2回定例会 発委第1号
少子化における学校教育に関する事務調査

令和7年6月13日

江差町議会議長 萩原 徹 様

議会運営委員会委員長 室井 正行



委員会報告について

令和7年第2回江差町議会定例会における議会運営について、下記のとおり報告します。

記

- 1 開催期日 令和7年5月26日及び6月9日
- 2 出席者 室井委員長・出崎副委員長（5/26欠）・飯田委員・小野寺委員・
西海谷委員（6/9欠）・萩原議長（6/9欠）・町理事者（田畑副町長）
- 3 協議結果
 - 1) 審議議案等
 - 委員会報告 1件
 - ・ 社会文教常任委員会[事務調査報告]
 - 報告 2件
 - ・ 令和6年度江差町一般会計継続費繰越計算書について
 - ・ 令和6年度江差町一般会計繰越明許費繰越計算書について
 - 承認 1件
 - ・ 令和7年度江差町一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めることについて
 - 条例改正 3件
 - ・ 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 - ・ 投票管理者等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法に関する条例の一部を改正する条例について
 - ・ 江差町議会議員及び江差町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
 - 補正予算 4件
 - ・ 令和7年度江差町一般会計補正予算（第3号）について
 - ・ 令和7年度江差町一般会計補正予算（第4号）について
 - ・ 令和7年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第1号）について
 - ・ 令和7年度江差町公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

（裏面へ）

○ その他 2件

- ・ 工事請負契約の締結について
- ・ 財産の取得について

○ 議員発議等 11件

- ・ 常任委員・議会運営委員・議会広報特別委員の選任について
- ・ 議会改革調査特別委員会の設置について
- ・ 地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について
- ・ ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について
- ・ 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1／2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の提出について
- ・ 道教委「これからの高校づくりに関する指針」（改定版）を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について
- ・ 令和7年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について
- ・ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の廃止等を求める意見書の提出について
- ・ 米の安定供給や食料支援の緊急対策を求める意見書の提出について
- ・ 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書の提出について
- ・ 将来にわたり安全安心な医療・介護制度の提供を求める意見書の提出について

○ 町長行政報告

2) 一般質問通告（5名）

- ・ 室井議員（2－5）、塚本議員（3－3）、出崎議員（2－4）、小野寺議員（2－6）、増永議員（3－7）

3) 一般質問について

- ・ 一問一答方式で行い、質問回数は一問につき再々質問まで、答弁を含め60分の時間制とする。
- ・ 議員の質問はすべて自席で行い、理事者答弁は1問目を演壇、2問目以降は自席で行う。
- ・ 町理事者においては、議員からの質問、質疑に対し議長の許可を得て反問することができる。その場合、議員の答弁も含めて制限時間外とする。
- ・ 一般質問、議案等の質疑で、感想や要望、お礼等、一般質問や質疑から外れる発言のほか、一般質問は事前通告制のため、再質問、再々質問についても、通告書で通告した質問主旨以外の質疑は、厳に慎むこと。

4) 会期について

- ・ 6月19日（木）の「1日間」とする。

令和7年6月12日

江差町議会議長 萩原 徹 様

社会文教常任委員会
委員長 大門 和幸



委員会調査報告について

本委員会に付託の調査事件について、会議規則第78条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 調査事件 令和6年 第2回定例会
発委第1号 少子化における学校教育に関する事務調査
- 2 調査期日
 - 令和6年 9月25日 今後の取り組みについて
 - ▶ 事務調査内容協議
 - 10月30日 所管課へのヒアリング（学校教育課）
 - ▶ 少子化における学校教育に関する現状と取り組み今後の取り組みについて
 - ▶ 事務調査内容協議
 - 11月19日 所管課へのヒアリング（社会教育課）
 - ▶ 少子化における町立学校部活動の現状について今後の取り組みについて
 - ▶ 事務調査内容協議
 - 12月10日 今後の取り組みについて
 - ▶ 事務調査内容の決定（部活動に関する内容）
 - ▶ 先進地視察の検討
 - 令和7年 1月 9日 今後の取り組みについて
 - ▶ 視察については、視察先との調整が付かず断念
 - ▶ 質問状を送付し、回答を頂戴することを確認
 - 5月 1日 質問状の送付
 - 5月15日 質問状の回答受理
 - 6月 5日 委員会調査報告書の確認について

3 調査の目的

中学校における部活動の状況は、少子化に伴う生徒数の減少により、学校単位でのチーム編成が困難となってきており、町内のほか近隣町の中学校も同様の状況の中で合同部活動を実施しなければならない状況が続いている。

平日は、学校ごとと少人数での練習が主であり、合同での練習は休日のみとなっている。合同練習の際の会場への移動手段が保護者や教職員の負担となっておりその他、少子化による生徒数の減少からチーム編成が困難になること、指導者の確保等が課題となっている。

部活動について、平成30年の地域におけるスポーツ環境整備を進めるガイドライン、学校の働き方改革も踏まえた地域移行を進めることが求められる。

当委員会では、少子化における学校教育のうち、部活動の地域移行に焦点を当て、現状と将来課題について調査することとした。

4 調査の結果

(1) 学校教育課とのヒアリング（概要）

日 時：令和7年10月30日 10:00～10:40

内 容：少子化における学校教育に関する現状把握について

〔説明の概要〕

- ・ 令和5年度現在、小学校3校209人、中学校2校で122人、合計331人となっており、平成25年度時で、小学校396人、中学校2校で189人、合計585人となっており、比較すると約56%減少している。
- ・ 部活動について、教員の働き方改革を含めて、部活動の地域移行を進めるよう検討が加えられているが、地域によって実情が異なり、課題が多い。
- ・ スポーツ庁では地域移行という名称を地域展開に変更し、令和8年度から10年度を前期、11年度から13年度を後期とし、6年間で改革を進める提案がなされたところであるが、今後の方向性は未定な点が多い。

(2) 社会教育課とのヒアリング（概要）

日 時：令和7年11月19日 10:00～11:00

内 容：少子化における町立学校部活動の現状について

〔説明の概要〕

- ・ 各学校部活動の人数が少なく、町内外中学校でチームを組んでいる状況。少子化により今後さらに合同が主流となる。
- ・ 合同部活動とクラブチームの合同は認められていない。また、個人種目のある協議の合同は認められていない現状。近隣市町村では臨時部を設置して中体連大会に参加しているケースもある。

〔今後の課題〕

- ・ 少子化により合同部活動ありきでの活動となるため、種目等選択肢が限定的となる。
- ・ 合同練習会場等までの移動に伴う保護者、教職員の負担が大きい。
- ・ 入学する学年の生徒数に開きがあり、チーム編成に苦慮している。
- ・ 指導者の確保・育成。

〔質疑の課題〕

- ・ 中体連では、クラブチームの参加を認める動きがあり、道でも認めているが、強い選手がクラブチームへ流れる動きがあり、参加が禁止されたケースがある。
- ・ 合同部活動での送迎は、教員が送迎することが出来ないため保護者対応となっているが、町としての支援が必要と感じている。
- ・ 拠点校方式又はスポーツクラブを立ち上げている地域がある。拠点校方式の課題としては、受け入れた学校に全ての負担がかかることである。また、指導者が代わるタイミングで拠点校も代わるという状況が見られる。
- ・ 合同部活動又はクラブ立ち上げどちらを採用するべきか決めきれていないため、現時点で協議会は立ち上げていない。
- ・ 近隣市町村等と並行して取り進めていく必要があるが、温度差もあり、協議が進みにくい。

(3) 沼田町への事務調査

日 時：令和7年 5月15日

〔質疑の課題〕

○ 部活動の地域移行について

- ・ 町単独ではなく、近隣市町村での「広域モデル」を検討。地域移行の実施には至っておらず、合同部活動での活動をしている状況。
- ・ 生徒数の減少が顕著なため、将来を見据えて広域で地域移行に取り組む必要があると認識している。課題としては、「指導者の確保・育成」「生徒の送迎（保護者の負担減）」「運営主体」「財源確保」と考えている。
- ・ 地域移行を進める上で、協議会メンバーとして、学校長・部活顧問教諭に加入いただき、体制を整えている。
- ・ 北海道教育委員会より、実証地域として情報交換やセミナー、実証事業を実施している。

○ 地域移行の取り組みについて

- ・ 地域移行に関する関係会議を複数回開催しており、参加者の意識は高まっているが、市町村間の温度差はある。

- ・ 「広域教育行政主導タイプ」若しくは「総合型地域スポーツクラブ運営タイプ」を取り入れたいと考えている。
- ・ 地域移行後の部活動の運営主体について、広域教育行政が運営の基盤をつくり、地域スポーツ団体運営型へ移行していきたい考え。
(部活動地域移行推進協会→総合型地域スポーツクラブ等)
- ・ 保護者や地域住民への周知・理解促進のため、PTA 会議において説明会を実施。今後は、広報誌で地域移行への取り組みを掲載予定。

○ 指導者について

- ・ 地域移行の推進にあたり、部活動コーディネーターの配置を検討中。近隣市町村間で指導者調査を実施、指導者についても検討する。
- ・ 指導資格の取得や研修受講等に対する助成制度を検討予定。また、子どもの個々のニーズにあった指導方法について、指導者同士の情報交換の場を設ける。
- ・ 「地域で子どもを育てる」という観点から、積極的に指導に関われるような環境づくりを進めていく。

5 意見

令和 6 年 第 2 回定例会において付託された「少子化における学校教育に関する事務調査」について、本委員会は主に部活動の地域移行を中心に調査を行い、その現状と課題を明らかにしてきた。以下に、その調査結果を踏まえた意見を述べるものである。

(1) 少子化による部活動の現状と課題

本町においては、生徒数の大幅な減少により、学校単位での部活動運営が困難な状況が続いている。特に団体競技では、町内外の中学校と合同での活動が常態化しており、活動の場の確保、送迎の負担、種目の選択肢減少など多くの課題が顕在化している。

また、指導者の確保や配置、クラブチームとの住み分け、運営体制の在り方についても課題が山積みしている。

(2) 地域移行に向けた対応の必要性

現在、国や道の方針に基づき「部活動の地域移行（展開）」が推進されているが、その実現には、次のような段階的かつ実効性ある取り組みが求められる。

- 地域間連携による広域的な運営モデルの検討
- 部活動コーディネーターの配置や、指導者育成・支援体制の整備
- 保護者・地域住民に対する理解促進と周知活動
- 移行後の運営主体の明確化と財源の確保
- 中体連との調整や参加要件の整理

他市町村の事例（例；沼田町）、においても、同様の課題を共有しながらも、地域主導の体制整備や保護者説明の実施など、具体的な一歩を踏み出している。

本町においても、単独ではなく、近隣市町村と連携した広域での地域移行に取り組むことが必要となる。

（3）委員会としての提言

本委員会では、今後の部活動の持続的な運営に向けて、以下の点を提言する。

1. 地域移行を見据えた協議会における継続的な協議の実施

すでに設置されている関係者（教育委員会、学校関係者、保護者、地域スポーツ団体等）を含む協議会において、今後の方向性について継続的かつ具体的な検討を進めていくべきである。

指導者確保に向けた環境整備、指導資格取得への支援制度の創設や、指導者の情報共有の場づくりを進め、「地域で子どもを育てる」意識の醸成を図る必要がある。

2. 送迎・会場確保等に関する町の支援強化

保護者・教職員の負担軽減に向けて、送迎支援や会場調整等の実務的支援を町が積極的に担う体制の構築を検討することが求められる。また、支援の内容や範囲を明確にするために、町としてのガイドラインを早期に整備することが望まれる。

3. 広域的な運営体制の構築に向けた他市町村との連携強化

温度差の解消を図りながら、広域教育行政主導による地域移行体制を構築していくべきである。

本意見書が、今後の本町における学校教育、特に部活動の持続可能なあり方の構築に向けた一助となることを願い、ここに提出する。

